

## 資料2 用語解説

あ行

インターネット

世界中のコンピュータと、文字、映像、音声などによって結ばれる世界規模の情報通信ネットワーク。

NPO ( Nonprofit Organizationの略 )

特定非営利活動促進法に基づき、福祉や環境保護、文化・芸術・スポーツ等の分野で、営利を目的とせずに活動する法人のこと。

オープンスペース

都市部における建物などのない空間。一般的には、公園や広場などゆとりにつながる空間の総称として用いられる。

か行

海生交流都市

新市建設計画で掲げた江田島市の将来像。海(自然)との共生、都市との交流を進める中で、魅力ある住みよい都市の創出を目指している。

カントリーパーク

都市計画区域外の一定の農山漁村の地域において、住民の文化、スポーツ面での都市的な施設に対する要求に対応するとともに、生活環境を改善するため、町村が国の補助を受けて整備する地区公園相当規模(概ね4ha)の公園。

協働

協力して働くこと。協働のまちづくりとは、住民、企業、大学、市役所など多様な主体が、目標を共有し、知恵や資源を出し合い、つなぎ生かし、お互いの責任と役割を果たしながら、ともにまちづくりを行うこと。

公共施設緑地

都市公園(本計画では「都市計画公園等」とした。)以外で、公の機関が管理し、かつ公開されている都市公園に準じる機能を持つ施設。(江田島市が設置している公園、港湾緑地など)

さ行

里山

薪炭、農業用肥料を採るなど、人々の生活と結びついた集落周辺の山、森林。

汐まわし

標高が低い干拓地において浸水を防止するため、土地と堤防との間に設けられた遊水池。

自然海浜保全地区

瀬戸内海の残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7に基づいて関係府県の条例により指定される地区で、指定されると、工作物の新築等に関して届出制が適用され、自然海浜の保全と快適な利用の確保が図られる。

自然公園

自然公園法に基づいて、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として環境大臣が指定する国立公園、国定公園と、広島県立自然公園条例に基づいて県知事が指定する県立自然公園がある。

市民緑地制度

土地・建築物の所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度で、これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。都市計画区域内の300㎡以上の土地、建築物その他の工作物が対象、契約期間は5年以上とされており、土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合に固定資産税などが非課税となるなどの優遇措置が受けられる。

ストック

貯蔵、在庫。ある一時点に存在する経済諸量の大きさを示す概念。都市計画におけるストック重視とは、既存の社会資本を出来るだけ長期間使用することを重視する考え方。

瀬戸内海国立公園

自然公園法に基づいて環境大臣が指定する国立公園(わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地)で、和歌山から大分まで瀬戸内海の11府県にまたがる。

た行

#### 地域制緑地

森林法による保安林など、法により指定されている地域。

#### 地区計画

生活に密着した身近な区域(地区)において、土地や建物の所有者など住民が主体となって、話し合い、考えを出しながら、地区の実情に応じてつくる計画。生活道路や公園・広場などの配置及び規模、建築物の高さや壁面の位置等の制限、樹林地の保全などに関するルールを決めることができ、それらを都市計画決定する。

#### 都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている「都市計画に関する基本的な方針」で、今後の土地利用、都市施設（道路交通、公園緑地、上下水道、廃棄物処理施設など）の整備、市街地開発事業などにかかる施策を推進する上での指針となるもの。

#### 都市計画区域

都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として、都道府県が指定するもので、江田島市では、江田島町と大柿町に指定されている。

#### 都市公園

都市公園法に基づいて、地方公共団体が設置する公園・緑地と、国が設置する国営公園、国民公園がある。

主な種別ごとの役割と配置の考え方は次のとおり。

##### 住区基幹公園

街区公園：半径250m程度の街区に居住する人々が利用する公園

近隣公園：半径500m程度の近隣に居住する人々が利用する公園

地区公園：半径1km程度の徒歩圏内に居住する人々が利用する公園

##### 都市基幹公園

総合公園：市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園

運動公園：市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園

##### 特殊公園

風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園など

#### 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づいて、土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地滑り）のおそれがある場所として県知事が指定する区域。また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法に基づいて、土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地滑り）が発生した際に、建築物に損壊が生じ、住民の生命等に著しい危害が生ずるおそれがある場所として指定される区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。

な行

#### ニーズ

要求。需要。

#### 農業振興地域・農用地区域

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、優良農地の確保を中心とした農業の振興を計画的に進めるため、県知事が指定する地域。農用地区域は、農業振興地域内において今後相当長年にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は行

#### パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、市民等に広く意見や情報を提出してもらい、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

#### バリアフリー

高齢者や障害者等の行動・生活上の障壁を取り除いた環境。例えば、段差の解消、スロープや手摺りの設置、車いす用トイレ、音声案内など。

干潟

遠浅の海岸で、潮が引いたときに現れる場所。

P D C A サイクル

計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の順に実施し、最後の改善を次の計画に結びつけ、らせん状に内容や質の維持・向上などを推進する手法。

風致地区

良好な自然環境、自然景観が形成され、風致を維持する必要がある緑地に指定されるもので、10ha以上は都道府県・指定都市、10ha未満は市町村が指定する。風致地区内では、建築、宅地の造成、木竹伐採などを行う場合は、許可が必要になる。

フロー

流れ。経済諸量が一定期間内に変化又は生じた大きさを示す概念。都市計画におけるフローとは、都市基盤施設などの社会資本を新たに作る、又は古いものを更新すること。

保安林

森林法に基づいて、特に国土の保全等の公益的機能が強い森林について、その機能の確保を図るために指定される森林。江田島市では、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林が指定されている。

保存樹・保存樹林制度

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づくものと地方公共団体の条例に基づくものがある。地域で親しまれている老木や巨樹、あるいは良好な自然環境・自然景観を残す樹林などを保全するもので、固定資産税の減免その他の助成が講じられている。

ま行

緑の基本計画

市町村が、その区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画。

や行

用途地域

都市機能及び都市環境の維持増進を図ることを目的として、市街地における建築物の用途、形態、規模等の制限を定めるもので、本市では江田島町に5種類の用途地域が指定されている。

ら行

ランドマーク

地域の目印。ある地域や場を特徴づける景観要素。

緑化重点地区

緑の基本計画において、特に重点的に緑化を進める地区として位置づけるもので、地区レベルの詳しいプランを策定し、地区住民等に周知することにより、緑化意識の高まり等の波及を目指すことができる。

緑化地域

用途地域内において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

緑地環境保全地域

広島県自然環境保全条例に基づいて、自然環境を保護することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資する区域として、県知事が指定する区域。

緑地協定

都市緑地法に基づいて、都市計画区域内の一団の土地の所有者等の全員合意により締結される緑地の保全または緑化に関する協定。協定の対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置等が定められる。

わ行

ワークショップ

まちづくりなどにおいて、専門家の助言を受けながら、参加者が共同作業を通じて計画づくりなどを行う手法。